

山形県公立高等学校一般入学者選抜追検査ガイドライン

このガイドラインは、山形県公立高等学校一般入学者選抜における追検査の対象となる者を判断するためのものである。

1 実施要項における追検査の対象者

IV 一般入学者選抜

7 追検査

(1) 対象者

志願者のうち、次の①～②のいずれかに該当し、3月7日、8日実施の学力検査、面接、適性検査（以降、本検査という）の受検ができず、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査を一部でも受検した者は、原則として追検査の対象とはならない。

- ① インフルエンザ等の感染症に罹患するなどし、本検査を受検できない者。
- ② 真にやむを得ない理由により、本検査を受検できない者。

2 基本的な考え方

追検査は対象者の①又は②のとおり特別な場合への対応であり、単に本検査を受検しなかったことをもって追検査を受検できるものではないこと。

3 具体的な考え方

- (1) 「インフルエンザ等の感染症」とは、「学校保健安全法施行規則」に定めのある「感染症の種類」とする。（代表的な感染症として、インフルエンザ、麻しん、風しん、水痘、感染性胃腸炎、溶連菌感染症等が挙げられる。）
- (2) インフルエンザ等に罹患していても、本人が希望する場合などは、本検査での受検を可能とする。（別室での受検とする。）
- (3) 本検査当日の朝、急に高熱を発したり、嘔吐が継続したりして受検が困難な場合は、①に該当し、追検査の対象とする。この場合、速やかに通院し、医師の診断を受け、その結果を在籍または出身中学校に報告すること。なお、通院の結果、インフルエンザ等と診断されなくとも追検査を受検することができる。
- (4) 「真にやむを得ない理由」とは、受検者本人の交通事故や身内の不幸などが考えられる。
- (5) 心の不調等、突発的ではないことを理由に本検査を欠席した場合は、追検査の対象とはならない。なお、心の不調等が心配される場合は、事前に進路等相談を行い、本検査（別室受検等）を受検すること。
- (6) 本検査を「一部でも受検した者は、原則として追検査の対象とはならない」としていることについて、原則から外れることとしては、「本検査受検開始後に救急搬送が必要な状況となった」「前日の学力検査は受検できたが、適性検査当日の朝、急に高熱を発し、受検できなかった」などが考えられる。
- (7) 「本検査を受検できないことを証明する書類」が準備できない場合は、中学校長による証明とする。（「追検査受検願」にその旨、記載することとする。）